

令和8年度奈良県宿泊施設誘致営業資料作成業務に係る審査採点表

審査項目		審査基準	配点
業務遂行能力	類似業務の実績 【様式3】	・事業の実施に関して、十分な実績があるか。	5
	業務実施体制 【様式5】	・業務が確実に実施できる体制となっているか。	5
	業務スケジュール及び個人情報の管理 【様式6】	・スケジュールが適切で、実現可能な体制となっているか。 ・個人情報等の管理上の効果的な対策について記述されているか。	5
企画提案内容	対象地域の設定 【様式7】	・対象地域の設定理由について、提案事業者の知見に基づいた論理的な提案がなされているか。なお、中南和地域等、現在宿泊施設数が少ない地域の設定が望ましい。	15
	古民家等の選定、条件整理 【様式8】	・古民家等の選定方法について、地元自治体や古民家バンク、地域関係者等と連携した上で、効果的な選定方法を提案しているか。 ・選定した古民家等について、進出する事業者に必要な情報を提供出来る内容になっているか。 ・提案事業者の知見に基づいた想定活用手法を提案しているか。	30
	誘致営業資料の作成 【様式9】	・宿泊施設立地・投資関係事業者（デベロッパー、オペレーター等）の対象地域への関心を効果的に引き出す資料項目が示されているか。またその根拠が、提案事業者の知見に基づき明確に示されているか。	30
経費	経費の妥当性 【様式10】	・経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	10
合計			100

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します。

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。

○審査は5段階評価において行い、5段階評価に係数を掛けたものを点数とします。

(5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 劣っている 1 非常に劣っている)

○業務実績は、過去3ヶ年(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に完了した、国、地方公共団体から受注した同種・同規模の業務の元請実績を評価する。

(0件:2点 1件:3点 2件:4点 3件:5点)

○経費見積は予定価格に対する見積金額の割合で審査を行います。

例: 6点(98% < 見積金額 ≤ 100%) 7点(96% < 見積金額 ≤ 98%)

8点(94% < 見積金額 ≤ 96%) 9点(92% < 見積金額 ≤ 94%)

10点(見積金額 ≤ 92%)